

「小地域懇談会に

向けて

「地域社会の中で一人ひとりが大切にされ、共に支え合い心豊かに幸せにくらせる町づくり」の基本は、一人ひとりの人権が大切にされる社会です。

みなんで人権について考え、学び合う場として、今年度も10月中旬から12月中旬の間、全集落、地区で小地域懇談会を実施することになっています。

【今年度の内容は】

東日本大震災は、被災者の生活に深刻な被害を与えたほか、その結果として大きな人権侵害を招きました。

また、追い討ちをかけるように原発事故で避難している方々へ「人災」とも言える心ない、次のような差別的な事案も発生しています。

・ホテルでの宿泊やガソリンの給油を拒否される。

・転入しようとした避難者にスクリーニングを受けることを求めたり、受けたことを証明する書類の提出を要求したりする。

・他県に避難していた兄弟が地元の子どもから「放射能がうつる」と言われいじめを受けた。

・他県に避難した女子児童が「福島県から来た」とクラスの子どもから避けられたり、陰口を言われたりして不登校になった。

このような差別的な反応はなぜ起るのでしょうか。今年の小地域懇談会では、具体的な事例をもとにその原因や背景を考えながら、問題解決に向けて私たちに何ができるのかを考えていきたいと思えます。

【ぜひ、小地域懇談会へ】

このような避難されている方々の状況を受けて、福島県弁護士会では会長声明を出し、その中で次のように強く訴えています。

『一人ひとりが、あらゆる機会において実施される人権教育を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活のさまざまな場面において実践に結びつけ、人権尊重の意識が着実に根づいた社会を実現する必要があります』と。

一人でも多くの方に集まっていただき、語り合い、つながり合う場としても小地域懇談会は大きな意味があると思います。みなさんの参加をお待ちしています。

【参考】福島県弁護士会会長声明

農林水産課から

集落型里山林整備 モデル事業

集落等が主体となつて行う集落周辺の森林環境整備や継続的な維持管理などの里山の再生の取り組みを支援します。事業採択には限りがあります。

◆事業内容

(1) 鎮守の森等整備事業(景観向上のための花の咲く木等の植栽など)

(2) 鳥獣防止緩衝帯整備事業(森林内の刈り払い、除伐など)

(3) 集落周辺整備事業(木製ベンチ等の簡易施設や歩道の整備など)

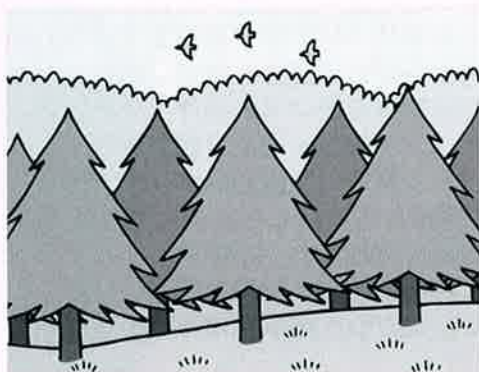
(4) 里山復活対策事業(防竹帯、里山資源活用のための炭窯等の整備、ナラ枯れ対策)

◆要件

・事業計画の作成
・広葉樹林または竹林の整備を合わせて概ね1ha以上行うこと

◆事業実施主体

集落、森林整備を実施する団体、NPO法人



◆事業対象区域

集落の周辺概ね1km以内で面的な広がりを持つ区域

◆事業実施期間

平成23年度～25年度

◆補助率

事業費の全額補助(ただし予算の範囲内)

◆補助上限額

概ね単年度300万円、通算500万円

◆平成23年度申込み締切

10月14日(金)まで

◆申込み・問い合わせ先

農林水産課(担当…三谷)
☎0858・58・6116